## 平成22年度 個人市県民税の主な改正

# 住民税の住宅ローン控除制度が改正

# (住宅借入金等特別税額控除制度)

これまでの住民税の住宅ローン控除制度は、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある 場合に、市へ控除申告書を提出することで、翌年度の市県民税から対象となる額を控除していました。

今回の改正によって、平成22年度の市県民税からは、市への控除申告書の提出が不要となりました。 また、新たに新築・増改築等で所得税の住宅ローン控除制度を受けられる方のうち、一定の要件に該当 する方も、住民税の住宅ローン控除制度が受けられるようになりました。

#### ■控除を受けるための手続方法

控除を受けるためには、事業所等での年末調整や税務署での確定申告を行って、所得税の住宅ローン控 除の適用を受けてください。事業所等から提出される給与支払報告書(源泉徴収票)や、税務署から受け 取る確定申告書(住民税用)の情報に基づいて市が計算を行い、住民税の住宅ローン控除に該当する方に 対して控除を行います。

### ■注意事項

平成20年度、平成21年度の市県民税で住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、市への控除申 告書の提出が必要となります。申告をお忘れの方は、お早めに申告をお願いします。

#### ■住民税の住宅ローン控除制度の概要

	平成21年度まで	平成22年度から
項目	税源移譲による住民税住宅ローン控除	税源移譲による住民税住宅ローン控除に加え 新たな住民税住宅ローン控除を創設
対 象	所得税の住宅ローン控除を受け、住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額がある方	
対象となる 入居年	平成11~18年	平成11~18年 <sub>平成19・20年中の</sub> 平成21~25年 入居は対象外
対象となる 市県民税の 課税年度	平成20~21年度	平成22~28年度 平成22~35年度
控 除 額    市県民税 所得割額から 税額控除	次の①または②のいずれか小さい額から、③を 差し引いた額 ①所得税にかかる住宅ローン控除 ②税源移譲前の税率を適用して計算した所得税額 ③税源移譲後の所得税額	次の①または②のいずれか小さい額 ①住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額 ②所得税の課税総所得金額等に5%を乗じた額(最高97,500円)
手続方法	年末調整または確定申告で、所得税の住宅ローン控除の適用を受けるとともに、市に対して控除申告書(市民税・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書)の提出が必要。	年末調整または確定申告で、所得税の住宅ローン控除の適用を受け、給与支払報告書(源泉徴収票)または確定申告書に必要事項を記載。 ※市に対する控除申告書の提出は原則不要。

- ■問合せ ○市庁舎本館市民税課 市民税係 TLL0897-52-1317 (直通)
  - ○東予総合支所税務課 税務係
- TEL0898-64-2700 内線121

- ○丹原総合支所総務課 税務係

○小松総合支所総務課 税務係